

## 契約方法に関する定め

物品の購入等に係る契約については、本組合は、経理規則で以下のように定めています。

### 経理規則

(物品の購入及び役務の調達)

第81条 1件当たりの取引価格が160万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約する。

2 業務の必要性等から、組合長が特に必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず随意契約によることができる。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき組合長の決裁を受けなければならない。